

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成24年9月13日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成24年9月13日(木曜日)

午前10時35分開議

午前11時8分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計補
正予算（第4号）

議案第4号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ
いてのうち

出席委員(8人)

委員長 守 田 憲 史
副委員長 増 永 慎一郎
委員 前 川 收
委員 堤 泰 宏
委員 松 田 三 郎
委員 磯 田 毅
委員 緒 方 勇 二
委員 九 谷 高 弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福 島 淳
理事兼経営局長 梅 本 茂
政策審議監 豊 田 祐 一
生産局長 渡 辺 弘 道
農村振興局長 田 上 哲 哉
森林局長 藤 崎 岩 男
水産局長 鎌 賀 泰 文
農林水産政策課長 国 枝 玄
首席審議員兼団体支援課長 吉 田 國 靖
政策監兼団体検査室長 今 村 昭 彦

農地・農業振興課長 船 越 宏 樹
担い手・企業参入支援課長 田 中 純 二
流通企画課長 板 東 良 明
むらづくり課長 小 柳 倫太郎
農業技術課長 松 尾 栄 喜
農産課長 山 中 典 和
園芸課長 野 口 法 子
首席審議員兼畜産課長 平 山 忠 一
農村計画課長 荻 野 憲 一
技術管理課長 緒 方 秀 一
農地整備課長 大 石 二 郎
首席審議員兼森林整備課長 河 合 正 宏
林業振興課長 岡 部 清 志
森林保全課長 本 田 良 三
水産振興課長 平 岡 政 宏
漁港漁場整備課長 平 尾 昭 人
全国豊
かな海づくり大会推進課長 平 山 泉
農業研究センター所長 麻 生 秀 則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
政務調査課課長補佐 木 村 和 子

午前10時35分開議

○守田憲史委員長 それでは、ただいまから
第4回農林水産常任委員会を開会いたしま
す。

本日は、本会議を休憩しての委員会であり
ますので、審議を効率的に進めるため、質疑
応答は付託議案及び災害に関するもののみ
に限らせていただきますので、委員の先生方よ
ろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議
題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた

後に質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

まず、福島農林水産部長から総括説明を行い、次に国枝農林水産政策課長から熊本広域大水害による被害状況の報告を行い、続いて付託議案について担当課長から順次説明をお願いします。

○福島農林水産部長 初めに、農林水産業に甚大な被害をもたらした7月12日の熊本広域大水害の被害額は、9月7日現在で454億200万円となっております。被害状況の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

農林水産部としましては、地域経済を支える農林水産業の一日も早い復旧、復興に向けた取り組みを、地元市町村や国、関係機関と連携しながら、今後とも職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、委員長を初め委員皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、今回御提案いたしております議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提案しておりますのは、平成24年度一般会計補正予算のほか、専決処分の報告・承認案件が2件でございます。

まず、補正予算につきましては、総額117億円余の増額補正となっており、補正後の農林水産部の一般会計予算総額は706億円余となっております。

補正予算の主な内容でございますが、この熊本広域大水害への対応として、山地災害の緊急的な復旧工事や農地、農業用施設の復旧工事のほか、被災した農業者等に対して、農産物の生産に必要な施設、機械の復旧に係る補助に要する経費などを計上しております。

次に、予算の専決処分の報告及び承認についてでございますが、熊本広域大水害への緊急対応のための経費として、7月、8月の2

回、合計61億円余の知事専決を行ったものについて計上したものでございます。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に配付いたしました資料は、表紙に括弧書きで予算関係・先議分と記載した冊子のほか、熊本広域大水害の被災関係資料として2つの資料を配付しております。

まず、議案に先立ちまして、農林水産関係の被害状況について御説明させていただきます。お手元1枚紙の7月12日熊本広域大水害による農林水産関係の被害の状況をごらんください。

9月7日時点でございますけれども、農林水産業全体の被害額は454億200万円となっております。

内訳でございますが、1番目、まず農業関係といたしましては、阿蘇・菊池・熊本地域を中心に冠水や土砂流入等があり、水稻、葉たばこ等の農作物のほか、園芸用ハウスや畜舎などの農業施設、農業用機械等への被害、また農地への土砂流入や水利施設等への被害が発生しており、農業関係全体の被害額は184億1,300万円となっております。

次に、林業関係では、阿蘇・球磨地域を中心に、山地災害で601カ所、林道被害で748カ所被災しておりまして、被害額では268億4,400万円となっております。

次に、水産業関係でございますが、アサリ等の水産物や漁船等で、現在のところの被害額としては1億4,500万円となっております。

農林水産関係の被害状況については以上でございます。

また、御参考といたしまして、県全体の被

害状況と、それから本県の対応についてまとめました冊子についても配付しておりますので、後ほど御参照願います。

続きまして、予算関係の資料の説明をさせていただきます。

今回の先議分につきましては、9月補正のうち、熊本広域大水害への対応に係るものの御審議、それから、災害復旧に向けた緊急対応分になります7月と8月の専決処分について、報告なり承認をいただくものでございます。

本来なれば、今回御審議いただきます9月補正を先に、それから報告・承認事項であります7月専決、8月専決を後に御説明させていただくところですが、密接、一連の事項でございますので、時系列に沿いまして7月、8月専決、それから9月補正と、各課ごとに説明させていただきます。資料が前後いたしますので、ちょっと御注意ください。

では、まず資料1ページをお願いいたします。

資料1ページは、7月、8月、9月補正、それぞれにつきましの総括表でございます。

左から順に、補正前——6月補正後でございますけれども、それから、7月補正、8月補正、9月補正というふうに記載しております。

まず、7月補正でございますけれども、再度の災害防止、それから迅速な復旧、復興に着手する上で緊急性が極めて高く、政策的な議論の余地の低いものに限って緊急的に措置したものでございます。農林水産関係では、山地災害箇所測量委託費として3億円余を専決処分させていただいております。

また、8月補正でございますが、速やかな災害復旧を図るため、社会・産業インフラの機能回復、産業復興支援等の経費につきまして、緊急的に対応すべきものということで計上しております。農林水産関係では、死亡家

畜の処理や畜舎の衛生対策、早期営農再開に必要な土壌調査等、それから、農地や林道等の調査設計、漁港等に漂着した流木処理などの緊急対応といたしまして、58億円余を専決処分させていただいております。

また、今回先議分として御提案しております9月補正分につきましては、農地及び農業用施設の復旧工事や緊急治山事業などの本格的な復旧工事、また被災した農業者等への生産施設等への補助といたしまして、117億円余の増額補正となっております。

これら3回の災害関係補正予算を合わせまして合計で178億円余の増額補正となっており、先議分までの予算総額といたしましては706億円余となっております。

3回の補正の財源内訳でございますけれども、右のほうに記載してございます。国庫支出金が135億円余、地方債が26億円余となっておりまして、一般財源としましては13億円余となっております。

以上が総括的説明でございます。

次に、農林水産政策課分を御説明いたします。資料の13ページをお願いいたします。

8月専決分の報告でございます。

当課関係で、農業公園施設の災害復旧事業がございます。大雨によりまして公園内の広場の冠水、広場内の分電盤の故障等ございまして、これらを復旧するために360万円の経費を計上させていただいております。

農林水産政策課関係は以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。同じく、資料14ページをお願いいたします。

8月専決分でございます。

上段の農業金融対策費でございますが、5,600万円余の補正をお願いいたしております。これは説明欄にありますように、被災いたしました農林漁業者の方の復興資金の調達に係る負担を軽減するために利子の助成など

を行うものです。

助成対象とする資金は、運転資金と施設や設備の復旧のための5つの資金でございますが、いずれの資金につきましても、被害額が年間収入の50%を超えるような大きな被害をこうむった人に対しては無利子での借入れを、それ以外の人に対しては、通常の金利の半分の利子で借入れをしていただくという仕組みでございます。

また、借入れの際の保証料につきましては、保証をいたします熊本県農業信用基金協会が保証料を減免する場合は、その保証料の一部を支援する仕組みといたしております。

下段の共同利用施設災害復旧費でございます。6,800万円余を計上いたしております。これは、農協などの農林水産業に係る法人が設置、運営いたします共同施設、具体的には加工施設や作業場あるいは倉庫などでございますが、そのような施設が被災した場合に、その復興に必要な費用の一部を国が助成する制度でございます。

県には対象となる法人がおおよそ200ほどございますけれども、その法人に対し制度の周知を行い、被災された施設の現地調査などを行ってきたところでございますが、現在お茶の加工施設など3つの施設が、10月に予定されている国の査定を待っている状態となっております。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○田中担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。資料15ページをお願いいたします。

農業施設災害復旧費で465万円余の増額補正をいたしております。

説明欄にありますとおり、今回の大水害により被災した農業大学校の施設、具体的には浄化槽、圃場等への給水施設でございますが、その復旧に要する経費でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○山中農産課長 農産課でございます。資料16ページをお願いいたします。

まず、8月専決分でございます。

農作物対策費につきまして、640万円の増額補正をお願いしております。

内容は右側説明欄記載のとおりでございますが、今回土砂流入などによりまして生産力低下が懸念される水田の土壌を分析いたします。そのための経費ということで上げさせていただきます。後作の作付に間に合わせるために8月専決をお願いをいたしております。

次に、資料3ページをお願いいたします。

9月補正、災害関係分でございます。

農作物対策費のうち、上段の米麦等品質改善対策事業費につきまして、3,500万円の増額補正をお願いしております。

内容は、先ほど8月専決分で御説明いたしました土壌分析結果に基づく地力回復のために必要な資材の投入経費を助成するものでございます。

下段、水田営農活性化対策費につきましては、2億1,600万円の増額補正をお願いしております。

これは説明欄記載のとおり、被災しましたビニールハウスなどの施設あるいは農業機械、こういったものの復旧あるいは再取得に対しまして助成を行うものでございます。

以上、農産課からは、災害関係9月補正として2億5,100万円の増額補正を出させていただきますようお願いをいたします。

○野口園芸課長 園芸課でございます。17ページをお願いいたします。

野菜振興対策費で985万円の補正でございます。

事業内容は説明欄のとおりでございます。水につかたり、土砂の流入の被害を受

けた園芸作物につきまして、被災後の作物の生育回復と病害予防に必要な薬剤等に対する助成を行うもの、また、イチゴが、苗床が被災をして植えつける苗が不足するという状況で、イチゴ苗の手当て、また、土砂が流入した圃場での栽培を再開するのに必要な土壌改良資材に対する助成を行うものでございます。

対策の実施が急がれること、特に、イチゴの定植の時期の9月に間に合うように、苗の手配を急ぐ必要から8月にお願いしたところでございます。よろしくお願ひいたします。

○平山畜産課長 18ページをお願いいたします。

畜産経営安定対策事業費の説明欄に記載の豪雨災害畜産再建緊急対策事業でございます。

内容につきましては、災害により死亡し、腐敗しました家畜の処理等に関する支援、畜舎などの清掃処理など経営再建に向けた家畜飼養管理作業の支援、あるいは被災しました放牧地の牧柵や水飲み施設などの復旧に対する助成でございます。補正額は6,800万円余でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

災害関係分の9月補正予算でございます。

説明欄に記載しております先ほどの畜産再建緊急対策事業で、被災農家の生産基盤である繁殖牛、繁殖豚の導入に対する助成でございます。補正額は1,000万円余でございます。豪雨で被災した農家の早期経営再建に向けて、専決予算とあわせてしっかり支援してまいりたいと思います。

畜産課は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。資料の19ページをお願いいたします。

8月専決分でございます。

まず、農地防災事業でございます。

海岸保全事業の中で、説明欄にあります災害関連大規模漂着流木等処理対策事業につきましては、洪水等によりまして海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施するものでございます。

熊本広域大水害によりまして多量の流木等の漂着がありまして、その処理を行うための費用として、農地海岸分としまして1億8,500万円余の増額補正を行ったものです。

次に、農地災害復旧費でございます。

まず、現年団体営耕地災害復旧事業費ですが、本事業は、市町村等が事業主体となり、農地及び農業施設の災害復旧を行うものです。

今回の水害によりまして、県内33市町村におきまして1万7,000カ所以上の農地、農業用施設の被災が報告されており、その復旧費用としまして39億8,000万円の増額補正を行ったものです。

次に、現年県営耕地災害復旧事業費でございます。

農地等の災害復旧事業は、通常市町村等が事業主体となって実施しますが、高度な技術を要するもので、事業費や受益が大きいものにつきましては、市町村からの要望を受けまして県営で実施することが可能としております。

8月専決分におきましては、県営事業として国の査定を受けるための査定設計書作成に必要な経費1億5,000万円の増額補正を行ったものです。合わせて43億1,500万円余の増額補正をお願いしております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。

9月補正予算でございます。

農地災害復旧費でございますが、現年県営耕地災害復旧事業費につきまして、先ほど御

説明しましたが、県が事業主体となって災害復旧を行うものですが、今回特に被害が大きかった阿蘇管内及び菊池管内の地区の中で、阿蘇谷での広範囲に及びます農地への堆積土砂の撤去、それから白川中流域での5カ所の堰の復旧及び菊池台地のパイプラインの復旧の計7地区につきまして県営事業で復旧を行うこととしまして、その費用といたしまして44億1,700万円の増額補正をお願いするものです。

農地整備課は以上でございます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。説明資料の6ページをお願いいたします。

9月補正分でございます。

ページ上段の林道災害復旧費でございます。本年6月の梅雨前線豪雨により被災した山都町にある県有林林道の復旧を図るため、560万円の補正予算をお願いするものです。

下の段でございますが、林務施設災害復旧費といたしまして2,552万円の増額補正をお願いしております。内容といたしましては、熊本広域大水害により被災した民有林の作業道及び県有林の作業道の復旧に対する費用でございます。

以上、森林整備課は3,112万円の増額補正を提案させていただいております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡部林業振興課長 20ページをお願いいたします。

8月専決の林道災害復旧費の現年林道災害復旧費でございます。被害林道の早期着工、復旧が必要であり、専決をお願いしたものでございます。増額補正で8億1,408万円余をお願いしております。

7月11日からの熊本広域大水害により被災した林道施設の復旧を図るもので、八代市の坂本山江線を初め49路線、144カ所につい

て、17市町村が実施します復旧事業の助成と事務経費等でございます。

なお、阿蘇地域には既設林道の路線数が少なく、箇所的には路線数の多い球磨地域が被害が多く、額的には6割を超えるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

林道災害復旧費の現年林道災害復旧費でございます。8,058万円余の増額補正をお願いしております。

ことし6月15日から7月2日にかけての梅雨前線豪雨により被災した林道施設の復旧を図るもので、美里町の黒谷線を初め27路線、32カ所について、8市町村が実施します復旧事業を助成するものでございます。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課でございます。資料11ページをお願いします。

7月専決分でございます。

治山費、緊急治山事業費3億円の増額補正は、緊急治山の実施に伴う調査設計に要する経費でございます。

続きまして、21ページをお願いします。

8月専決分でございます。

治山費、単県治山事業費1億7,000万円の増額補正は、治山ダムに堆積した土砂及び流木等の除去に要する費用でございます。

続きまして、治山施設災害復旧費2億円の増額は、被災した治山施設の復旧を行うための調査設計に伴う費用でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

9月補正分でございます。

治山費で58億5,960万円余の増額補正をお願いしております。

まず、緊急治山事業は、荒廃した山地の緊急的な復旧に要する経費でございます。県内84カ所を予定しております。

続きまして、単県治山事業費でございます。

説明欄1にあります県営事業10カ所、説明欄2にあります市町村営事業19カ所を予定しております。

続きまして、9ページをお願いします。

説明欄3の林地崩壊防止事業、これは激甚災害指定に伴いまして市町村が国の補助を受けて実施することが可能になった事業でございます。県内3カ所を予定しております。

次に、治山施設災害復旧費でございます。これは被災した治山施設の機能回復を図るので、48カ所を予定しております。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○平岡水産振興課長 水産振興課でございます。資料の22ページをお願いいたします。

8月専決処分の御報告となります。

水産振興課では、水産業振興費を増額補正しております。これは、今回の熊本広域大水害により悪化した漁場環境の改善を図るための緊急対策に要する費用でございます。

説明欄にありますように、漁場機能回復等緊急対策事業としまして、干潟漁場に堆積した土砂の堆積状況の調査、土砂の排出のためのみおしゅんせつ、また漁業者が行います漁場等の清掃や干潟の耕うん及びアサリの母貝放流に対する助成を行うための費用として、総額1億340万円余の増額補正を行っております。

水産振興課としては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。資料の23ページをお願いいたします。

8月の専決処分の御報告となります。

漁港漁場整備課では、漁港建設管理費と漁港災害復旧費をそれぞれ増額補正しております。

ですが、これはいずれも熊本広域大水害で発生した流木等の撤去に要する費用となります。

2段目をごらんください。

漁港関係海岸保全事業費として、説明欄に記しておりますとおり、災害関連大規模漂着流木等処理対策事業費で、県、市町管理の漁港海岸の海岸保全施設へ漂着した流木等の撤去費用及び市町への補助として6,461万円余の増額補正を行っております。

4段目をごらんください。

現年漁港災害復旧費として、県管理の宇城市郡浦漁港の港内に漂着した流木等の撤去に係る費用として1,000万円余の増額補正を行っております。

最下段をごらんください。

漁港漁場整備課の8月専決処分の補正予算合計額は7,461万4,000円となっております。漁港漁場整備課といたしましては以上でございます。

○守田憲史委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 わざわざ冒頭の議会で先議をして、そして災害対策の予算は早く執行してもらいたいという思いで我々も協力して、きょう議決をするわけだと思います。

それで、現場のほうではいろいろ頑張ってもらっておりますけれども、被災者の側からは、皆さんが頑張っているにもかかわらずということはありませんけれども、いつ災害復旧ができるんですかという部分についての問い合わせは、多分私だけじゃなくて、関係する議員や関係機関にはたくさん寄せられていると思います。

そこでお願いなんですけれども、お願いというか、質問なんですけれども、さっき査定を待つという、どこかの課で査定を待つと

いうお話がありました。当然災害ですから、国庫補助をいただくための査定というのはあると思いますが、どうも私はわかりにくいのは、今回、要するに予算はもう議会で承認することを前提とした話として——承認するわけですね。そうしたら、私から見りゃもう執行できるということだと、後は予算の裏づけ、要するに歳入分の裏づけの担保のために査定をするということだと思っております、当然査定を受けないと国庫補助が来ないということは困ると思います、書類とかわかるもの、それから、何となく今の時代ですからね。そんな、国からお見えになって、これを見ていいか悪いかの判断を待って着工するというようなそんなことはせずに——急がないやつであれば、まあ急がないやつはあんまりないかもしれませんが、急がないやつは先議で議論する必要はないわけですから、我々は。そういうものは除いて、やっぱり速やかに災害復旧をやりたいというふうに思いますけれども、これは全体の話ですよ。個別案件はいろいろあるかとは思いますが、全体的にはどういう取り組みをなさるおつもりか、トータルで部長にお聞きしたいと思います。

○福島農林水産部長 先生がおっしゃったようなことはもともとだと思っております。先議で諮っていただいておりますことから見てもそうだと思います。

もう御承知かもしれませんが、急ぐものについては専決させていただいて、そして、例えば工事に係る部分でも、調査設計を先にさせていただいて、しっかり準備をして査定にかけて、手順としては実施に移していくということが基本でございます。査定も、もう一部始まっている——土木も一緒ですけども、始まっております。

そういう中で、それでも待てない部分につきましては、例えば農業土木関係の工事であ

れば、例えば水の手当てについては、もう早速農政局と被災後すぐ調整しまして、最低限の水を確保するような手当て、ポンプの手当てとか、そういうものをさせていただきました。

さらに、そういう中で、査定を経ぬといかぬ分、そういうものの類いでも、急ぐものにつきましては仮の本格工事の手段がありますので、そういうものも国と協議させていただきます、書類的なものとかは後でということになりますけれども、例えばちゃんと執行したのを写真で撮るとか、そういう協議もして、できるだけそういういろんな制度を活用し、急ぐものは急いで取り組んでおるつもりでございます。

そういう中で、やっぱり大規模的なものは、今言いましたように、まだ残っておりますので、住民の方から見ると、いつになるんだということだろうと思っております。そういう準備をできるだけ前倒し前倒し、ある対応を前倒し前倒ししながら、いろんな山のほうも、それから農地のほうも取り組んでおるつもりでありますし、足りない分については、先生方からの御指摘とか住民からの御指摘も得ながら御説明もいたしますけれども、姿勢としてはそういうふうに、前倒ししていきけるものはどんどん前倒ししていくつもりでやっておりますし、今後もやりたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 まだ査定があっておりませんからとかという理由を末端の職員の皆さん、まあそれはごもつともなことだとはわかっています、それを理由になさるときが時々あります。なるだけ、査定を待つ、待ってと、今こっちは一日千秋の思いで災害復旧を待っていらっしゃる人たちに、さらに査定にお見えになるのを待っていますというのは、なかなか理解いただけないし、我々もちょっと理

解できない部分がありますから、そんなむちゃくちゃなことをするはずはないし、今の時代、写真とか書類がきちっとあればわかるはずですから、査定で待ちますなんていうそういう理由を使わないように、ぜひお願いしておきたいと思います。

○福島農林水産部長 ここでお答えしたことにつきましても、先生が今おっしゃいましたけれども、全職員がそういう気持ちで取り組んでいるということをきちんと説明することが大事だと思いますので、そういうふうに徹底したいと思います。

○前川収委員 よろしくお願ひします。

○松田三郎委員 前川委員おっしゃったこと、全くそのとおりでございまして、例えば球磨管内の場合、何回か担当部長とか課長の話をお伺いして、例で言いますと、緊急治山なんか球磨管内もかなり被害が出ておまして、これは大体スケジュール的にどうなりますかと私が聞いたときには、7月12日の災害の前の梅雨時の災害の査定がまだですという時期でございまして、今ようやく始まって、あとこれで終わらなかつたら、2回目が10月に入ってからが査定だろうと。ということは、実際発注できるのはいつごろですかと言うたら——しかも、緊急治山は、わざわざ林野庁に行って、何か1本1本協議せないかぬと。まあ、早くて11月か12月か、年をまたぐかもしれない。緊急治山と言いながらそういった現状で、もちろん県の方のせいだけじゃないですよ、前川委員おっしゃったように。

ただ、その査定というのが、もちろん阿蘇を初めかなり広域化しておりますので、査定官のマンパワーなり、内部のお互いのルール等もあるのを重々認識した上で申し上げますと、具体的にやっぱり箇所数が多かったり、

あるいは球磨の場合は、実際現場に行くといっても、次の現場まで何時間もかかるなら、そうそう現場で見ることはまれであると。ほとんど机上で写真等を見ながら査定をなさるのが実情ということ、次10月まで待たぬでも、例えばですよ、こっちから出向いて行って、これを見てくださいと言うぐらいでもできるのかなと思ひながら、おっしゃるように、被災なさった方からすると、いや、査定が今度は10月ですもんねとか、実際着工するのが12月あるいは年明けですもんねというのは、なかなか我々も言えないし、言いたくないし、言っても理解していただけないだろうと。

その辺のルールというものは、かなり広域・大規模化しておりますから、ちょっと難しい面もあるかと思いますが、今後といいますか、まあ今回のものもちろんですが、何か短縮するような県のほうからのアプローチというものはできないものだろうと思ひて。

○本田森林保全課長 森林保全課の本田です。

緊急治山につきましては、12日に災害が発生しまして、まず第1回目、林野庁と緊急治山のスケジュールの打ち合わせを8月2日にやっております。その後、8月28日に第1回目の箇所別を持っていっています。12日、きのうも第2回目を持ち込んでおります。その中には球磨管内のも入っております。何せ今回箇所が多いので非常に大変なんですけれども、阿蘇管内につきましても、7月から職員を派遣しておりますので、これからどんどんスピードアップして持っていきたいと思ひています。

そういうふうにはやっております、今球磨の職員が10月になりますというような、ちょっと私も初めて聞いたような話で、そういうふうにはスケジュールを踏まえてスピードアップしてやっております。

す。

○松田三郎委員 例えば、さっき言いましたように、こっちから書類や写真一式を持って行ってというのは、これはちょっとルールとしてできないものなんですか。これはほかの課もあれでしょうけれども。

○本田森林保全課長 こちらのほうで、先ほど申しました、専決で調査測量の委託費をいただきまして、それでもう既に全部発注しまして、そういう写真とか設計書とか、そういうものをこちらのほうで全部準備しまして、それを全部林野庁に持ち込んで、それで、もう写真だけで査定をいただいているというところがございます、既に前に持ち込んだ分は——14カ所か、その分は、大体もう林野庁のオーケーをいただいているところがございます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。なければ、以上で質疑を終了します。

ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第4号及び第5号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

最後に、災害に関する陳情等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもって第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。委員各位、執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

午前11時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長